

## 令和2年度 仙台市障害者施策推進協議会（第3回）議事録

1 日時	令和2年12月1日(火曜) 18:30~20:30
2 場所	仙台市役所本庁舎 8階ホール
3 出席	安達委員、阿部委員、奥田委員、小野委員、小幡委員、川村委員、菅野委員、佐々木委員、柴田委員、清野委員、高橋委員、寺田委員、中嶋委員、支倉委員、原委員、山下委員 ※欠席：大坂委員、中村委員、西尾委員、三浦委員 [事務局]高橋障害福祉部長、菅原障害企画課長、高橋障害者支援課長、山縣障害者総合支援センター所長、原田精神保健福祉センター主幹、蔦森北部発達相談支援センター所長、早坂南部発達相談支援センター所長、福本青葉区障害高齢課長、櫻井宮城総合支所障害高齢課長、只埜宮城野区障害高齢課長、大石若林区障害高齢課長、都丸太白区障害高齢課長、小泉秋保総合支所保健福祉課長、安孫子企画係長、阿部サービス管理係長、佐藤社会参加係長、阿部地域生活支援係長、佐藤障害保健係長、長岡施設支援係長、和田指導係長、平吹主任、平木主事、田所主事、成田主事、水間主事、相原主事

### 4 内容

#### (1) 開会

#### (2) 会長挨拶

会 長 皆さんこんばんは。今、本当に大変な時代になってきています。今までの生活のスタイルと違うスタイルに伴い、障害があると困ることもたくさんあることが現実だと思えます。

さて、今日の協議事項は、障害者基本法に基づく仙台市障害者保健福祉計画の中間評価報告書の修正案、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく仙台市障害者福祉計画第6期、仙台市障害児福祉計画第2期、これは具体的なサービスとして、とても大事な3年一期の計画でございます。パブリックコメントの資料も入っていますし、また皆さんからの事前の質問もそれぞれあると思えます。とても大事なことだと思います。

報告事項として、それぞれの課題を受けてということも含めてだと思えますけれども、障害者福祉センター事業の見直しについても、とても大事なことだと思います。皆さんご審議よろしくお願ひいたします。あまり長くならないように私も気を付けますけれども、中身を充実して、予定時間に終わるように、進めてまいりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

#### (3) 議事録署名人氏名

##### ① 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認。

② 議事録署名人氏名

議事録署名人について、会長より清野委員の指名があり、承諾。

(4) 議事

- (1) 仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書の修正案について
- (2) 仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）（中間案）について
- (3) 仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）（中間案）に係るパブリックコメントについて

会 長            それでは、次第4に入ります。  
協議事項（1）仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書の修正案について、事務局から説明願います。

障害企画        障害企画課菅原です。  
課 長            それでは、仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書の修正案についてご説明します。  
（事務局）

前回の中間報告案から各委員からいただいたご意見を反映した部分、分かりやすいように表現を改めた部分、具体的な事案を補足した部分等について修正しております。

前回の中間案からの変更点については資料1-1、中間評価報告書の資料1-2をあわせながらご覧いただければと思います。

まず、2ページ1（1）5行目です。国の障害者政策委員会の委員会意見の取りまとめ内容である「差別の定義や概念の明確化、事業者による合理的配慮の適切な提供などが報告」されたことを追記しております。

同じく2ページ1（3）社会参加の充実、6行目でございますけれども、法定雇用率の改定について具体的な数値を追記しております。

同じく1（3）読書バリアフリー法の施行を受けた「ニーズと体制づくり」を追記しております。

3ページ1（4）環境の整備の3行目、令和元年度の報酬改定の処遇改善加算の概要として、「経験や技能のある職員に重点化を図りつつ、事業所の実情を踏まえた配分を認める加算」を追記しております。

7ページSDGsの該当項目を追記しております。また、以後の施策体系ごとの全体的に関連するSDGsの該当項目を見直しております。

一つ飛びまして、8ページの一番下の表の注釈です。これは、初めて見た方が、量的モニタリングや質的モニタリングが何か分かるように説明を追記しております。

10～43ページ表で、前回は【重点】・【新規】と記入しておりましたが、ここに記載している事業は、全て主要な事業であるため、削除しております。また、その下の主な実績、課題について、掲載順が揃っていない部分がありましたので順番を統一しま

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

した。これらの修正に合わせ、8ページ表の共通様式の表記を修正させていただいております。

12 ページの表、成年後見制度についての考えです。後見だけではなく判断能力の程度（補助、補佐、後見）に応じた適切な制度利用の必要性を追記しております。申し訳ございません。補佐の「補」ですが正しくは「保」でした。訂正させていただきます。

14 ページの表です。文言を修正しております。発達障害の情報提供について前回は、「情報冊子の活用方法の検討」としておりましたが、「子供の発達や子供に対する適切な対応について理解を広める取組」に改めております。

16 ページ表です。現在の取り組みが数値として分かるよう、主な実績に「アーチル職員の幼稚園・保育所（保育園）への訪問回数」を追記しております。

17 ページ（3）教育・発達支援です。

4 行目、「具体的には、」以降の部分ですが、前回は「関係機関のネットワークの構築」と表現しておりましたが、より具体的に「学齢期の発達障害児に対する切れ目のない支援を実現するための連携・協働のあり方について検討等」と改めました。

8 行目、学校との連絡ツール「連絡票」の作成数が減少した理由について、前回の指摘を受け、連絡票によらない学校との取り組みの内容を追記させていただきました。

19 ページの表です。主な実績「仙台市医療的ケア児者等地域支援連絡会」の開催回数を追記いたしました。

20 ページの質的モニタリングから得られた意見ですが、前回は「女性の活躍機会の広がり」としておりましたが、女性にだけ視点を当てた表現ではなく、「共働き家庭の増加」と改めました。同じく、課題についてより分かりやすい表現として、“身近な地域における”家族支援体制、“子どもの良いところを認めて対応する”ペアレントプログラム、家族教室における“保護者支援メニュー”など、具体的な表現を追記しました。

20 ページ8行目の表現ですが、課題としました「保護者支援メニュー」について、具体的にイメージができるよう、目的を追記しました。

22 ページ相談支援の本文、9行目「平成30年10月～」以降の、地域生活拠点の説明について追記しております。

23 ページの上から2行目です。前回は「相談の場」としておりましたが、より具体的な表現として「相談員が精神障害当事者家族の相談にあたる機会」に改めました。

23 ページ表です。「重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート」の実施回数ですが、前回15回としておりましたが、14回の誤りでした。その下、「重症心身障害児者に対する入浴事業利用者数」を新たに実績に加えております。

23 ページから24 ページにかけての表現ですが、「医療型短期入所連携強化」や「高次脳機能障害」の部分について、事業の進捗が分かるよう、改めて表現を見直しております。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

25 ページ（3）居住支援の課題です。「消防設備設置費用及び改修費用の負担」ではなく、「住まいの場の不足」が課題であるため、表現を改めさせていただきました。

28 ページでは、医療費助成の課題を修正させていただいております。

31 ページ表です。課題部分で、前は「関係機関のスキル向上」「利用者の工賃向上」「障害者就労への理解促進」でしたが、分かりやすい表現にするため、補足しております。

31 ページ本文です。前回資料では、「切り出し」、「マッチング」、「役務の受注支援」など、一般には馴染みの薄い単語が多かったため、分かりやすい表現に改めております。

32 ページの主な実績です。自立訓練（機能訓練・生活訓練）の件数を合算しております。また、障害者福祉センターでの実績を追記しております。

34 ページ本文です。読書バリアフリー法に関する取り組みです。その下5行目、図書貸出サービスの内容について追記いたしました。

35 ページ、交通費助成の課題ですが、当事業のみ財源の課題について触れておりましたので削除いたしました。

36 ページ、主な実績です。意思疎通支援者養成研修修了人数について、92人から93人に修正しております。

39 ページです。仙台市営バス以外のノンステップバスの車両数について追記しております。ここにつきましては、資料を事前に送付させていただいた後、さらに詳しい数値が分かりましたので委員の皆様のご意見に合わせて修正させていただきます。具体的には、ノンステップバスでございますけれども、「市営バス全480両のうちノンステップバスの車両数は352両でございます、市営バスは73.3%を占めております。なお市営バス以外の市内を運行するバスでは令和元年度末時点で全268両中、153両がノンステップバスとなりその割合が57.1%となりました」これが資料送付後に判明しましたので、改めて修正させていただきます。

41 ページです。この項目のみ国の施策が記載されているため、全体の表現統一から、「令和元年度東日本台風等」の表現を削除しております。

42 ページ、質的モニタリングの意見ですが、「専門職などの研修機会の確保を通じ、他事業所の取組を知ること。また交流できる場の必要性」といった声が多く、その下の課題を「事業所の枠を超えた職員の交流等による人材確保定着支援の強化」に修正いたしました。

最後ですが、43 ページ10行目、事業所向けアンケートについて、今後の取組として修正させていただきました。

以上が、中間報告書の修正案でございます。この報告書を仙台市施策推進協議会の報告書とさせていただきたいと考えております。以上でございます。

会 長

ありがとうございました。ただいま、仙台市障害者保健福祉計画の中間評価報告書修正案について説明いただきました。それでは、委員の皆様とともに協議させていた

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

だきます。まずは、事前質問票をいただいた、寺田委員・清野委員・小野委員から、それぞれ発言いただきたいと思います。まず、寺田委員をお願いします。

寺田委員

仙台市社会福祉協議会の寺田です。

まず私から、前回までの質問や意見について、かなり反映していただきました。感謝申し上げます。

中間評価修正案の39ページについて、先ほど修正のご説明いただきました。市営バス以外の調査もしていただきましてありがとうございます。そして先ほど事前の質問を受けて、修正をしていただくということであわせて感謝申し上げます。修正案によって、ノンステップバスの導入状況の全貌が見える記載になるのかなと思っております。市営バス以外の宮城交通等は、必ずしも仙台市内のみならず市域外も、走らせているバス事業者ですし、観光バスですとどうしても前向き2人がけの2列のバスが主流だと思いますので、路線バスと違ってなかなかノンステップバス導入に繋がらない事情もあるため、57.1%という市営バスより低い整備率になっているかもしれませんが、全体で何パーセントまで導入が進んだかという、累計の整備率は、参考数値としては一定の意味があるのかなと思っているところでございます。

そして、今回の中間評価にはバスのみがありまして、同じ交通機関ということで例えば、仙台市営地下鉄とかJRの駅のバリアフリーについての記載が特にございませんでした。障害者にとって非常に影響が大きなものですので、各駅舎のエレベーター、エスカレーター、そして特に目の不自由な方の安全を確保するためにも重要なホーム柵やホームドアの整備率についても、計画推進をチェックする重要な指標として位置付けて評価の対象に加えるなど、今後の検討課題としていただければと思っているところでございます。以上でございます。

会 長

どうもありがとうございました。バスについては、具体的なイメージをしやすくなってきたことと、地下鉄の整備やJRの駅構内のホーム柵についても大事なことだと思います。視覚障害の方の問題について、ニュースで報道されていたことも思い返しました。ありがとうございます。では、清野委員をお願いします。

清野委員

ピアサポートチーム七夕の清野です。

24ページの下から10行目、「高次脳機能障害に特化した、生活リハビリテーションや社会参加等の場が不足していることも課題となっており、訓練終了後の移行先を開拓する必要がある」と記述にありますが、仙台市として持っている具体的な移行先のイメージを書いた方が良いのではないかとすることが一点目です。

もう一つは、31ページの後半部分、「後期期間では、障害者就労支援センター」から始まるところで、企業に向けた障害理解の啓発活動が言及されていますが、文言はお任せしますけれども、平成30年度から実施されている「障害理解サポー



## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

ター養成講座を受講した講師の方の活用」など、何らかの形で事業の取組みの成果といったようなことや、今後も企業に向けた啓発活動をしていくといったことを加筆してはどうかと思いました。2点ご検討ください。

会 長           ありがとうございます。それでは小野委員からもお話をいただいてから、寺田委員、清野委員、小野委員のコメントに関して事務局から回答をお願いしたいと思います。小野委員、お願いします。

小野委員       特定非営利活動法人 Switch の小野です。

中間案の30～31ページが就労と社会参加の部分になりますが、31ページの後期期間の取組の追加を検討した方が良いのではないかという意見です。

令和3年度の報酬改定の影響が、少し話題にはなっていますが、今回の令和3年度の報酬改定は、工賃アップや居場所的な地域活動を中心とした枠組みを選択することなど、大きくB型事業所に対して改定が入ります。

まだ報酬案的に具体的なものが出ていない部分があるのですけれども、確実にB型事業所の整理が進むことは確かであるというところではあります。福祉的就労であるA型事業所とB型事業所に対しても、より多様な時間の働き方とか、様々な面で評価の体系が少し変わってくるという見込みが出ています。

それらを考えたときに、より工賃を促進するような、今書かれているふれあい製品販売促進等の今までやってきたものをさらに強化するという視点と、そもそも就労と社会参加の保障、就労系サービスの中で一番大事にしていかなくてはならないことが、「ご本人の主体性や自立促進、本人が希望を常に描いて生活できるような支援環境の提供」ではないかと思っているのですけれども、前の会議の中でも何回か、委員の方から発言があったように、それぞれの枠組みの中で人を囲い込んでいるような現状の指摘もあったように、新しい報酬改定で、スタッフは一生懸命やっているつもりでも、実際に利用している方が、未来に夢を持っているかどうかとか、事業所がステップアップを留めていないかという視点を常に自戒しながら、支援を提供する必要があると考えています。ステップアップを保障するために、仙台市として機能する役割を強化して欲しいと考えています。

具体的には、本人の声を事業所外の方が受け止められる保証は、現在就労支援センターが担っているのですが、かなりの相談数があり、相談から先に繋ぐまで丁寧に個別対応してくれています。事業に挙がっていたマッチング事業も、かなり丁寧な個別対応で動いたからこそ成果が出ていて、やっぱり人を大事にしながら支援をするということがすごく仙台らしさでもあり、大事にしなくてはならない点なのではないかと思っています。

ますますその機能が図れるように、利用者・支援者に対して、色々な人同士が混ざる機会を積極的に作っていくための取組みを、ある程度行政として保障していくことを後期の取組みの中に入れると良いのではないかと思います。以上です。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

会 長            ありがとうございます。ただいま、寺田委員、清野委員、小野委員から、事前質問票に基づいて、ご意見をいただきました。3人の委員の方々のお話を受けて事務局からお願いします。

障害企画            障害企画課菅原です。

課 長            まず、寺田委員のご意見でございますけども、今回はバスしか記載しておりませんが、鉄道や全体のバリアフリー化への対応についても大切な指標でございますので、チェックしていけたらと思っております。なお、中間評価については、触知案内図や音声音響案内、階段の段差明瞭化等の指標もありますので、あわせて注意していきたいと考えております。

障 害 者            障害者総合支援センターの山縣でございます。

総合支援            清野委員からの高次脳機能障害の訓練終了後の移行先の具体的なイメージにつきまセンター            して、ご説明させていただきます。重い高次脳機能障害や高次脳機能障害の関連障害所 長            である失語症や60歳を超えた方は、社会と何らかの関わりを希望していますが、現行の多くの就労系事業所で行っている生産活動につきましても、希望されていないという事が、私どもが実際行っております生活訓練事業を通じて分かってきております。

従いまして、移行先の具体的なイメージといたしましては、高次脳機能障害や失語症の症状の改善に特化したプログラムを提供する通所施設等を考えておりますので、この文言を入れ込みまして、全体的な表現を直していきたいと考えております。

障害企画            障害企画課菅原です。

課 長            障害理解サポーターの活用でございますが、企業からの申し込みが非常に多い事業でございます。その研修機会を通じて、障害について理解していただくとともに、さらに障害者の就労にも繋げたいといった目的で実施しているものでございます。このご意見を踏まえまして、追記させていただきたいと思っております。

小野委員からの意見でございますけれども、これまでも、ふれあい製品フェア等で事業者が他の事業所の取組みなどを見る機会がございました。広く様々な人と事業所が集まるような交流の機会の提供については、今後各事業所からご意見をいただきたいと思っております。また、人材育成交流を通じて各事業所が集まる場所もございませんので、そういった場の活用なども考えております。スペースの関係もございまして、報告書にどの程度盛り込むかはお任せいただきたいと思います。

会 長            3人の委員の皆さんよろしいでしょうか。今回は分かりやすく修正してあるということでございますけれども、何かありましたら委員の皆様から挙手していただいて、ご意見、確認いただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日は、次の課題もすごく大事なことだと思っております。実際のサービス提供に係る課

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

題もありますので、次に進めさせていただきます。

続きまして、協議事項の（2）です。

仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）（中間案）について、事務局から説明願います。

障害企画  
課長

障害企画課菅原です。

資料2、仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）についてご説明いたします。全体の概要については、資料2-2で概要版を作成いたしました。こちらは、後ほどご覧いただければと思います。本日は資料2-3の中間案本編の方を使いましてご説明いたします。

まず表紙の裏面をご覧ください。前回の施策推進協議会では、骨子案を示させていただきましたが、本日は中間案として、「第2章 障害のある方を取り巻く現状」、「第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策」、「第5章 障害者施策を推進するための方策」、「第6章 計画の推進」の内容を提示させていただきたいと思っております。ここを中心に説明いたしますので、ご議論をいただきたいと考えております。

まず、資料2-1骨子案からの主な変更点を説明させていただきます。資料2-3本編とあわせてご覧いただければと思います。

まず、1ページ2（1）の図を変更しています。「障害者施策全体の方向性を定める」「障害福祉サービス等の見込量やその確保のための方策を定める」に文章を変更しております。

2ページ2（2）、現在策定作業中の一番左の（仮称）仙台支えあいのまち推進プランの図を修正しました。

3ページ5について、関連するSDGs項目を追加しております。6項目でしたが、9項目が該当するのではということで、5、12、16を追加しております。

7ページ表中、到達目標を「児童発達支援センターの設置」から「児童発達支援センターの支援の質の向上」に変更しました。

8ページ1（2）目標ですが、人数は同数ですが、表現を「横ばい」から「維持」に変更しました。また、説明1行目について、達成困難な理由を追記しております。

9ページ3（1）到達目標値でございますが、「356」から「361」に変更しております。これは、前は280人の1.27倍で算出しておりましたが、次頁以降（1）～（5）のそれぞれの目標値を足しあげた形での修正です。

9ページ3（1）一番下のなお書きですが、前回の指摘を受けて補足しております。「本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援A型・B型の内数は3（2）～（4）となります」と記載しております。

10ページ3（5）就労定着支援の事業者数ですが、令和5年度の最終目標は変わりませんが、中間の各年度の目標を変えております。

11ページ4（1）は、先ほどの目次の修正同様、到達目標を「児童発達支援センタ



## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

一の設置」から「児童発達支援センターの支援の質の向上」に変更しております。

12 ページ4（4）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置ですが、令和5年度の目標を「13人程度」から「13人」に変更しました。

13 ページ6（1）障害福祉サービス等の質の向上です。宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る本市職員の参加・聴講者数に目標値を変更しております。

18 ページ3（1）、中ほどの就労定着支援の見込量値です。先ほどの10 ページ3（5）就労定着支援の事業者数に合わせて変更しております。

22 から 25 ページ、3（8）地域生活支援事業、3（9）地域生活支援促進事業ですが、令和2年度に改正された「地域生活支援事業実施要綱」と「地域生活支援促進事業要綱」に基づき事業名や順序等を差し替えるとともに、一部事業について実績を修正しております。

第5章、第6章の追記については、後ほど説明いたします。ここまでの、骨子案からの主な変更点です。

次に、前回お示しいたしました骨子案では項目だけでしたが、内容を示させていただきました項目です。

4 ページ「第2章 障害のある方を取り巻く現状」につきましては、前回の施策協会で提示した中間評価報告書から抜粋した同様の記載をしておりますので、説明を省略させていただきます。

15 ページをご覧ください。「第4章 障害福祉サービスの見込量およびその確保のための方策」を示させていただきました。

「1 見込量の推計の考え方」ですが、国の基本指針に定める事項ごとに、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量等を算出しています。また、これまでの伸び率についても考慮しています。

「2 見込量確保のための方策等」です。見込量の詳細は、18 ページ以降に記載しております。一つ一つ説明いたします。

（1）障害福祉サービスです。居宅介護を始めとする訪問系サービスについては、重い障害のある方の増加や地域移行の進捗に伴い、利用者数や利用量の増加が見込まれます。事業者に対し、助成制度などの情報提供を積極的に行い、指定事業所の拡大に努めます。また、日中活動系サービスについては、生活介護や就労支援などのニーズが増加することが見込まれます。利用者が適切なサービスを選択できるよう、特に重い障害のある方への提供体制の整備に努めます。さらに、居住系サービスについては、共同生活援助の需要拡大が見込まれることから事業者に対する補助制度等の情報の周知を行うとともに、制度への理解を深めてもらうことで、新規事業者の開設を促します。

（2）相談支援です。計画相談支援については、見込量は大きく増加することを見込んでおります。サービス等利用計画作成者数と相談支援専門員は年々増加しており

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

ますが、事業者数は横ばい傾向です。利用計画を必要とする方が支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所に対し、説明会や実務研修会の開催、訪問等により運営モデルを提案することで既存事業者の事業拡大や新規事業者の増加を促していきます。精神障害のある方を対象とした地域移行支援と地域定着支援については、見込量は増加で見込んでおります。本市では、長期入院者や精神科病院関係者、地域の支援者への普及啓発により体制整備を進めておりますが、精神科病院との連携強化の構築やピアサポーターの活用により計画的に取り組むことで事業の促進を図ります。

（3）障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援です。見込量では、児童発達支援、放課後等デイサービスが大きく増加することを見込んでいます。障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援については、子育てと教育、福祉等の関係機関の連携を推進し、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実を図ります。児童発達支援については、児童発達支援センターを拠点に本市の就学前療育支援体制に基づく相談支援や療育の提供を行います。また、放課後等デイサービスについては、必要な見込量の確保が可能となるよう、事業所の新規開設に向けた働きかけを行います。特に重症心身障害児等の特別な支援が必要な児童の受入が可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めた受入体制の拡充を進めます。

（4）発達障害のある方等に対する支援です。この項目は、本市といたしましては質の強化を図ってまいりたい項目です。身近な地域で発達に関する不安や悩みを相談できる相談支援機能の強化に向けて、アーチルを中心として市内11カ所の児童発達支援センターや区保健福祉センター、学校、障害福祉サービス事業所、子育て支援機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、支援者の支援力向上等の人材育成に努め、本人や保護者を支援する相談支援体制の構築に努めます。また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」において、課題の共有や関係者の連携強化を図り、本市の実情に応じた支援体制の整備を進めます。さらに、令和3年度より、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを本格実施し、その児童の個性に合った子育てを親子で実現するための支援を進めます。

（5）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築です。保健、医療、福祉の関係者による協議の場である精神保健福祉審議会において、令和6年度まで「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を行います。審議会では、「地域における支援体制のあり方」と「精神障害者の地域移行の推進」を主題に、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進めます。

（6）相談支援体制の充実・強化のための取組です。令和2年7月に開設しました基幹相談支援センターにおける取組です。相談支援事業所等の相談支援従事者がより的確な支援をするためのサポートを行い、支援力の向上に努めます。また、研修の企画実施や関係機関との連携促進により、人材育成や他機関との協力関係の構築を進め、地域の相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

（7）障害福祉サービスの質を向上させるための取組です。県が実施する研修を活用し、本市職員の障害福祉サービス等に関する知見を向上させるとともに、それを実

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

地指導や新規事業所訪問、集団指導等の事業者指導に活かし、充実を図ることで支援の質の向上を図ります。

（8）地域生活支援事業です。意思疎通支援については、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。また、日常生活支援や社会参加促進などの各種事業については、障害のある方が生きがいを持って自立した地域生活を送るためには、サービス提供体制の確保が必要であり、それを支える量や質の両面での人材確保の取組を進めていきます。

（9）地域生活支援促進事業です。地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、特に国として財源を確保して促進を図るべき事業です。発達障害者支援体制整備事業については、自閉症児者相談センターに発達障害者地域支援マネージャーを配置し、事業所への支援を行うとともに、アーチルや関係機関によるサポートファイルの作成等を通じ、支援の拡充を図っていきます。また、虐待防止対策についても、相談件数の増加や困難な案件への対応のため、関係機関との連携を強化し、障害福祉サービス事業所等に対し虐待防止研修を実施し、虐待の未然防止を図ってまいります。

このような方策によりまして、見込量を確保してまいります。以上が、障害福祉サービスの見込量およびその確保のための方策となります。

続きまして、26 ページ「第5章 障害者施策を推進するための方策」です。本市では、障害者施策の方向性を示しております「障害者保健福祉計画」に基づき、障害者施策を推進しております。今回策定の「障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）」と一体となって施策を推進し以下のことに取り組んでまいります。

一つ目が、新型コロナウイルス感染症への対応でございます。障害者保健福祉計画では想定外でございましたが、感染症拡大を踏まえまして、今後施策を図ってまいりたいと思います。

（1）情報保障の確保と各種イベント・研修の実施でございます。障害のある方に新型コロナウイルス感染症に関する情報が広く行き届くよう、関係機関と連携し、障害の種類や程度に応じた適切な情報保障の確保に努めます。また、各種イベントや研修については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」を遵守しながら、着実な実施に努めます。

（2）在宅で生活する障害のある方への支援と訪問系サービス提供の継続でございます。障害のある方の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、一時的に在宅での生活が困難となった場合の受け入れ体制を確保するとともに、訪問系サービスの提供が途絶えることのないよう、事業所への支援を進めます。

（3）障害福祉サービス事業所等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続です。障害福祉サービスを行う事業所や施設における感染症拡大防止を図るため、衛生用品の配布など衛生管理体制の強化を図るとともに、事業所等の職員に対し感染防止に必要な知識・技術の情報発信等を行います。また、事業所等において感染者が発生した場合にも、利用者が引き続き必要なサービスを受けられるよう、体制整備を

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

進めております。新型コロナウイルス感染症に対しては、このような対応を図ってまいりたいと考えております。

「2 今後取り組むべき事項」でございます。今後3年間力を入れていく事業を5項目挙げさせていただいております。

（1）障害理解・差別解消の促進です。一層の障害理解の促進のため、障害のある方と接する機会の少ない市民や事業者等に対する啓発を強化するとともに、多様な広報方法を活用し効果的な周知啓発を進めます。また、障害者差別解消法の見直しに関する国の動向を注視しながら、差別相談への対応を着実に進めます。

（2）障害児相談支援体制の充実・強化です。アーチルと市内11カ所の児童発達支援センターが連携して、区保健福祉センター、地域の子育て支援機関、学校等の関係機関との連携体制を強化するとともに、関係機関等に対する研修等人材育成に関する取組をさらに進めるなど、身近な地域で相談支援が受けられるよう相談支援体制の強化・拡充を図ります。

（3）地域生活支援拠点・基幹相談支援センター等重層的な支援体制の拡充です。障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターにおいて、緊急時の支援や中長期的な予防的視点でのコーディネート及び相談支援事業所等に対するサポートを実施することで、地域の相談支援体制の充実を図ります。

（4）重度の障害のある方に対する支援の充実です。重症心身障害児者や医療的ケア児者・強度行動障害のある方等が、障害福祉サービスを円滑に利用しながら地域で生活を送ることができるよう、放課後等デイサービス事業所やグループホームへの受入促進等に向けた支援の充実を図ります。

（5）就労と社会参加の充実です。障害のある方が働く喜びや生きがいを感じることができるよう、一般就労や福祉的就労への支援により、障害者就労支援体制の充実を図ります。また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動を通じて、障害のある方が成果を発表する機会をつくとともに、障害のある方とない方の交流の場を創出するため、障害者スポーツのすそ野の拡大や文化芸術活動の振興に取り組んでいきます。この5項目に特に力を入れて進めてまいりたいと考えております。以上を、重点を置いて取り組むべき事項とさせていただきます。

28ページ「第6章 計画の推進」です。障害者保健福祉計画36ページにも記載がありますが、「1 推進体制」として、子育てや教育等の庁内関係部署や市民や事業者等の福祉の担い手となる、下の2にあります様々な主体と共同して計画を推進していきます。また、情報保障を充実させ、広く市民に周知いたします。

「4 計画の達成状況の点検及び評価」ですが、到達目標及び見込量については、定期的の実績を把握し、検証した上で、毎年度障害者施策推進協議会に報告し、公表するものとします。当協議会では、計画に係る監視・調査・分析・評価等を行い、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施してまいります。

以上が、障害福祉計画（第6期）と障害児福祉計画（第2期）の説明でございます。



## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

す。ご議論よろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。ただいま協議事項の（2）について事務局より説明いただきました。それでは委員の皆様に協議いただきます。

最初は、事前質問票をいただきました安達委員、小野委員、山下委員の順に発言いただきます。まず安達委員、よろしく願いいたします。

安達委員 ハローワーク仙台の安達と申します。よろしく願いいたします。

私の方は、中間案の9ページに、令和5年度まで361人以上とすることを旨と記載があるのですが、実際のところ支援員の増員や業務の見直し等のプランはあるのかということをご質問させていただきたいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。先に質問を全ていただいてから、事務局にお答えいただくという形で進めてよろしいでしょうか。

続きまして小野委員です。お願いします。

小野委員 特定非営利活動法人 Switch の小野です。

9ページ、10ページ、11ページ、（1）から（6）までの見込量についての意見です。質問の直前まで、どれぐらいの数字になるかを色々な機関の人に今の進捗を聞いたりしながら悩みましたが、令和5年度の達成見込量は、大丈夫な傾向ではないかと思いますが、令和2年、3年、4年については、実際のところの数字達成は6割から8割程度になるのではないかと考えています。

特に令和2年度は、移行支援からの就労者数は6割くらい、令和3年度も8割程度なのではないかと考えています。途中年度の数字を、コロナの影響を取り入れて修正すべきかどうかというところを、他の案件もコロナの影響はあると思うので、共通事案として検討してほしいと思います。

その根拠として、福祉事業所、特に就労移行支援の場合、今在籍している方の利用率自体は回復してきていますし、国の数字もそうなっていますが、就労移行支援が2年在籍ということを考えても、今始めた方が就職するのは、平均の在籍利用日数が1年半ぐらいということを見ると、もっと後になります。雇用の悪化や逆に今新規が入ってこなくなった減少があることから、影響が2年、3年ぐらいはかなりあるのではないかと考えています。

一方で、令和5年度の数値が、障害者の法定雇用率が2.3%に上がるということと、宮城県の企業自体が今までにない達成率を上げていることを考えると、コロナが収束して落ち着けば、この最後の数字にはなるのではないかと考えています。以上です。

会 長 ありがとうございます。では、山下委員からもお伺いしてから、事務局にお願いすることになります。山下委員お願いします。



## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

山下委員

シャロームの会の山下と申します。

私はピアサポーターの活用について質問させていただきます。中間案の15ページ（2）相談支援の2段落目の精神障害者を対象とした地域移行支援と地域定着支援のより一層の支援が求められていること、本市では精神科病院との連携強化の構築やピアサポーターの活用に計画的に取り組むことで事業の促進を図ること等が記載されています。

19、20ページを見ると、精神障害者の地域移行支援・地域定着支援どちらも今期見込量は前期と比べて大幅に増えているにもかかわらず、23ページの地域移行・地域生活支援事業に携わるピアスタッフの人数が2名のままになっていることが疑問に思います。ピアサポーターの活用を計画的に取り組むというのは、どのように行っていくのか、またピアサポーターの有効性や人数の確保等について、どのようにお考えか、教えていただきたいと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。3人の委員の皆さんからとても大事なご意見をいただきました。では、事務局からお願いします。

障害企画  
課長

障害企画課菅原です。

まず安達委員からのご質問についてお答えします。実数としての評価ですが、就労移行支援事業所では平成30年度の報酬改訂によりまして、就労移行者数の実績が、就職後6ヶ月以上定着した者の割合に応じた報酬が設定されたことにより、事業者数としては増えているところです。

また、就労支援センターにおいても就労移行支援事業所を対象とした情報連絡会や企業とのセミナー等を通して移行支援事業所の支援力向上を図っており、質の面で着実な成果に結びついて増えていくものと考えております。

また人員の不足ということにつきましても、学生向けのセミナーを開催し、障害福祉に関心を持つ方を増やす取り組みを通じて、361人を目指すというようなことを図って参りたいと考えております。

小野委員のご質問でございますけれども、実際は国の指針もそうですし、コロナのことを見込んでいないのが現状でございます。現段階では新型コロナウイルスの先の見通しを立てることが難しいことから、感染症の影響を見込んでいるものとはなっておりません。ただ、コロナの影響で刻々と状況が変わるため、状況に応じて支援を行うことで目標に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

障害者  
支援課長

障害者支援課の高橋でございます。

私からは、ピアサポーターの活用や有効性について申し上げます。ピアサポーターにつきましても、共通する疾病体験を基礎として当事者の立場に立った深い共感に基づく支援を行うことができると期待されますことから、本市としては重要な取組みの一つであると認識しております。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

その一方、ピアサポーターが支援者として、他の精神障害者の地域移行・定着支援に従事するにあたっては、当事者としての体験を俯瞰しつつ、支援者としての支援技術を高めていくことが求められるなど、これまで必ずしも明らかとなっていない実務上の課題があることも事実かと存じます。

本市では平成27年度末から2名の精神障害当事者をピアスタッフとして雇用しており、ピアサポーターの育成手法や継続的な研修体制、効果的な支援技法の確立等に向け、精神科病院の長期入院者を対象とした普及啓発活動や個別支援を行いながら、課題の整理を進めてまいりました。

今後は、これらの経験をもとに、精神保健福祉審議会において、ピアサポート体制のあり方を協議することとしております。令和3年度に予定するこの協議の結果を踏まえ、本市におけるピアサポートを推進する施策を人数の確保も含めて具体化してまいりたいと考えております。

なお、見込量が大幅に増えているのではないかとのご指摘について申し上げますが、数値については相談支援事業所が個別給付として行った場合の数値をあげており、実際は地域移行・地域定着支援に相当する支援を行っている場合でも給付費として請求していない場合があります、その部分を請求にのせることに取り組んでいくことが考えられます。以上です。

会 長            ありがとうございます。  
                    安達委員、小野委員、山下委員よろしいでしょうか。  
                    山下委員、お願いします。

山下委員        ご回答ありがとうございます。今の話を伺って、仙台市の職員としてピアスタッフを雇用していることは素晴らしい取り組みだと思いました。

私も精神障害者の当事者として仙台市でそのような取り組みをしているということは本当に素晴らしいと思うのですが、雇用が2名ということで、退院を促進していくためには、男女とも幅広い年代の方や長期入院を経験した方も、退院促進や地域定着支援に何らかの形で関わってもらえると効果的な支援が出来るのではないかと感じております。

色々な工夫が考えられると思いますが、地域移行・地域定着支援で退院した方に体験談を語っていただいたり、仙台市のピアサポーター養成研修を修了した方に声をかけて協力してもらったりすることとても重要だと思います。私が数年前まで居住していた福島県の場合では、ピアサポーター養成研修を修了した方が県内にあるピアサポーター協力事業所に登録して活動する取り組みがなされており、今年の7月では登録している方が86名という人数になっております。その人たち全員が地域定着等の支援に当たっている訳ではありませんが、色々な可能性として考えられると思います。ご検討いただければと思います。以上です。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

会 長 山下委員ありがとうございます。  
山下委員のただいまのご意見に関しまして事務局から何かありましたらお願いします。

障 害 者 障害者支援課の高橋です。  
支援課長 ご意見ありがとうございます。ピアサポーターの力は非常に大きいものと認識しております。いただいたご意見を踏まえて今後も取り組んでまいります。  
ピアサポーターの力以外にも解決していかなければならない課題として、特に地域移行、地域定着支援を推進するためには、住まいの確保等も非常に重要であり、地域移行支援に携わる職員の支援力の向上も必要です。それから、医療機関においても現在の診療体系の中で協力していただくものの整理など、複合的な課題について、年次計画を立てて段階的に検討し、できるところから具体化してまいります。ご意見ありがとうございました。

会 長 安達委員、小野委員よろしいでしょうか。  
では、事前質問票をいただいた三人の委員の皆様から発言いただきました。ここは大事なことでございますので、委員の皆様から挙手していただいて、確認・質問・ご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。  
川村委員、お願いします。

川村委員 仙台市医師会の川村でございます。  
障害児の発達支援の件ですが、現実には1歳半健診、2歳半、3歳児健診を通して各区役所でチェックをして、アーチルにお世話になっているというような流れでございます。  
今問題になっておりますのは、学校での発達障害の児童でございます。その理由の一つは3歳半健診の後に、就学時健診しかないということです。就学時健診は、来年4月入学の児童を対象に10月11日に行われますが、そこで障害児が見つかる場合、手立てをする余裕がないということで、実は仙台市では「5歳児のびのび発達相談事業」をパイロットスタディで始めることになっております。  
この事業は、5歳児の親にアンケートを送って、そのアンケートの回答内容によって、保育所で客観的に対応するという素晴らしい取り組みで、今後始まることになっておりますが、今回の内容には触れられていないので、その辺についていかがなものかということで確認いたしました。

奥田委員 幸泉学園の奥田です。よろしく申し上げます。  
26ページの新型コロナウイルス感染の対応についてです。「(3) 障害福祉サービス事業所等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続」について、障害福祉サービスを行う事業者や施設入所者の感染拡大防止を図るため、仙台市から感染防止

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

に関わるような内容の情報提供をしていただきまして、ありがとうございます。

「事業所等において感染者が発生した場合にも、利用者が引き続き必要なサービスを受けられるような体制の提供を進める」と記載がありますが、私どものような入所施設では、実際にショートステイも受けていますし、日中一時の方も受けております。一人でも感染者が出るとクラスターになりますので、お母さん方が、どちらに預けたら良いのかというのは必死です。

クラスターになった場合は、生活が懸かっているお母さん方もいらっしゃいますので、なかなか難しいことではあると思いますが、対応体制の整備を具体的な形で示した方が良いのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

会 長           ありがとうございます。では川村委員、奥田委員のご意見、質問に関して事務局からお願いします。

北部発達           北部アーチル蔦森でございます。

相談支援           ただいま、川村委員がおっしゃったように、学齢児の相談が増えており、その前の  
センター           早い段階から対応していく発達相談については、子供保健福祉課を中心にアーチルも  
所           連動しながら進めているところです。早期出会いに関しては、16ページの「(4) 発  
長           達障害のある方等に対する支援」で記載しているとおり、1歳半健診、3歳7か月健  
診、3歳児健診と同様に、発達相談については区保健福祉センターと連携強化を更に  
図って支援体制を進めていくことを含めて記載させていただいたところです。

会 長           川村委員いかがでしょうか。

川村委員           ありがとうございます。せっかくの新しい事業なので、もっと宣伝されてはいかが  
という意味でございます。

会 長           大事なご指摘ありがとうございます。ではまた、奥田委員のご意見に対して事務  
局からお願いします。

障 害 者           障害者支援課の高橋です。

支援課長           事業所において感染者が発生した場合の継続的なサービス提供についてですが、事  
業所の状況を速やかに確認し、保健所と共有した上でその状況に応じて対応していき  
ます。奥田委員がおっしゃられるように、大規模な感染であれば、市や県の職員が入  
って、対応していくこととなります。その規模によって、事業所の消毒の実施に向け  
た支援や感染防護具の提供を行うとともに、法人内での体制整備、あるいは法人体制  
を超えた支援を行っていくことを想定しています。そういった対応ができるよう、平  
時から宮城県が体制構築を行っているところです。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

奥田委員 今おっしゃったように、入所施設や通所施設は実際にクラスターが発生した場合、施設は閉鎖するしかありません。当然ながら保健所も含めての対応になると思います。私が勘違いしていたのかもしれませんが、引き続きショートステイは、地域の方が利用するという形でお預かりしているため、日中一時では母親が日中働いて夕方にお迎えに来るようなシステムがあり、それが無くなるとお母さんたちが困るのだらうなど。実際そういったことがありましたので、そういった方々が、事業所が閉鎖したら、仙台市として別の事業所への移行を提供できるような体制を進めていただければ、ご家族の方も安心出来ると思いました。そのことも踏まえて検討していただければと思います。

障害者支援課長 障害者支援課の高橋です。

ご意見ありがとうございます。いずれにしても事業所の状況を確認して、状況に応じた支援、利用者の調整、代替事業所の確保に向けた調整を含めて、有事の際に対応できるような体制確保に努めてまいりたいと考えております。

会長 代替事業所の確保も含めてということでしたが、奥田委員よろしいでしょうか。では、そのほかに何かございますか。中嶋委員、お願いします。

中嶋委員 仙台市障害者スポーツ協会の中嶋です。

私は27ページの(5)就労と社会参加の充実について、質問意見を述べさせていただきます。

一つは来年開催されるであろうパラリンピックを見据えたときに、そこに向けた市民啓発、開催後のボランティアの育成、東京以降の次世代の発掘についても非常に重要になってくると思っております。そのような中、今現在も市民啓発に取り組まれておりますが、一点は、具体的にさらにどのような方向性を持って進められていくかという質問。

さらに私からの意見としては、次世代の選手発掘という点では、ターゲットエイジを下げて発掘していく重要性が出てくると思います。東京に向けては、10歳くらいをターゲットにしてパラリンピックに最年少で出場できるようなお子さんの育成をしていることもあり、子供たちに体験を通した働きかけに取り組んでいく必要性があると感じています。

また、仙台国際ハーフマラソン大会では車椅子のランナーが40名くらい参加しておりますが、例えば2キロや5キロ等のショートのレースに、障害のあるお子さんや将来パラアスリートを支えることが期待されるお子さんの参加を促進する働きかけがあると良いと思っております。現在コロナ禍で障害のある方の就労は厳しい状況となっておりますが、支える仕組みづくりが出来上がってくると、企業の支援継続にも繋がると感じております。



## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

- 会長 中嶋委員、ありがとうございました。続いて原委員、お願いします。
- 原委員 教育委員会特別支援教育課の原と申します。
- 17 ページに「サポートファイルによる支援の拡充」という言葉があり、25 ページには、今後の見込量の部分でサポートファイルの作成数が載っております。
- 関係機関の連携というところで、特に重要だと思っておりますが、こういった当事者の方の情報を関係機関で共有するためのツールとして活用するのが非常に重要と教育の方でも考えておまして、私どもでは「特別支援教育推進プラン」を作って、それに基づいて対応を進めておりますが、その中でもこのような連携ツールの重要性を謳っております。
- このサポートファイルについての質問です。5～6年前かと思いますが、当時アチルとサポートファイルのことも相談していて、それと違うものになっているのかなと思うのですが、このサポートファイルを作成する対象の方はどんな方なのか。それから内容がどんなものなのか、三つ目としては、誰が作ることになっているのか、そして活用は具体的にどんなことを想定されているのか、この四つについて、まずは教えていただければありがたいです。よろしく願いいたします。
- 会長 続いて柴田委員、お願いします。
- 柴田委員 宮城県自閉症協会の柴田と申します。
- 26 ページの（2）に「在宅で生活する障害のある方への支援」とありますが、これは在宅で朝から晩まで生活する方を考えているのでしょうか。私の子の場合は、B型事業所に通っていますが、日中は外に出ていて朝晩は在宅です。そういった大半の障害者については、家族がコロナに感染した場合は行くところにも行けず、待機しなければならなくなり、身動きが取れなくなってしまうような気がします。そこも含めたサービス提供なのかをお伺いしたいです。
- また、21 ページに基幹相談支援センターが令和2年7月に開設とありますが、どの場所なのか教えてください。
- 障害企画課 長 障害企画課の菅原です。
- 中嶋委員のスポーツの関係でございます。
- パラを見据えた市民啓発でございますけども、今年も本来であればパラリンピックが8月に催され、それに合わせてイタリアパラリンピックチームが来仙する予定でございます。選手との市民交流会やパラリンピックに向けた聖火식을地域と行うことを予定していたところでしたが、一旦白紙になったところでございます。コロナ禍でやはり昨年の事業同様に、市民と一緒に盛り上げていくことは大切ですので、出来ることから考えてまいります。
- ボランティア育成については、パラリンピック後に遺せるものとしてボランティア育成は非常に大事なもので、一般のスポーツボランティアを行っている方々とあわせ

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

て障害者スポーツボランティアも一緒にやってもらうであるとか、学生も車椅子マラソンで一所懸命お手伝いいただいておりますので、学生にもボランティアに取り組んでもらえるように推進してまいりたいと考えております。

東京パラリンピック以降の選手の発掘についてですが、先週の土曜日にも障害者週間に合わせてウエルフェアスポーツを開催しまして、障害のあるなしに関わらず一緒に楽しんでもらえるイベントを催し、そのような機会でも障害のある方もスポーツを楽しんでいただくきっかけとするほか、パラスポ仙台では障害のある方がスポーツを体験する場を設けております。障害のある方に広く知っていただくことは大切ですので、気軽に体験してもらえよう周知を図ってまいりたいと考えております。

国際ハーフマラソンについては、ショートの部分については現在でもお子さんが参加いただくことは可能ですので、周知を図ってまいりたいと考えております。

北部発達  
相談支援  
センター  
所長

北部アーチルの蔦森でございます。

サポートファイルの作成についてご説明します。まず対象でございますが、希望されるどのライフステージの方でも可能ですが、支援が途切れないように移行期の連携ツールとして活用するところでは、主に乳幼児、学齢児がより進めていく対象と考えております。

内容については、本人・ご家族の希望と願い、これまでどのように育ててきてどのような支援を受けてきたか、どう関わると本人が分かりやすいかといった、共有してもらいたいことについて、一定のフォームはありますが、ニーズに応じてシートを増やしながらオーダーメイドで作っていくものです。

誰が作るのかということに関しては、成人の場合はご本人の場合もありますが、乳幼児・学齢児は保護者と支援者が共同で作成し、保護者が管理しているところでございます。

障害者  
支援課長

障害者支援課の高橋です。

在宅で生活されている方のご家族が感染された場合の、残された障害のある方への支援については、受入先として想定される複数の短期入所施設と協議しておりまして今後も受入先の確保に努めてまいります。

また、訪問系サービスに関しては事業所の状況に応じて、感染防護具の提供や代替事務所の確保に向けた調整等を行ってまいります。なお、仙台市では親御さんが感染したために、障害者であるお子さんが同じ医療機関に入院した事例がございました。

会長

ありがとうございました。中嶋委員、原委員、柴田委員よろしいでしょうか。原委員、お願いします。

原委員

ありがとうございました。

サポートファイルについては前と同じだと思っていました。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

学校教育の中では、個別の教育支援計画、あるいは個別の指導計画という名前で法令等に基づいて、一定の子供については作るものと決まっております。特に特別支援学校、特別支援学級、通級教室を利用している子供については必ず作るということになっており、仙台市内の県立学校に通っている子供を含めて2,000人くらいになると思います。そのほか発達障害で配慮が必要な子についても必要に応じて作るということになっており、1,000人くらいを対象に作っているかと思います。そうすると3,000人くらいになります。ここに書いてある440人は新規作成の数だと思います。

何が言いたいかと言うと、学校で作っている個別の計画とサポートファイルは別物だと思う必要は全然なくて、大事なことは二重に作るのではなく、どこかで作ったものを皆で共有して上手く使い回すことが重要だと思います。新規作成の数も指標として当然重要だと思いますが、数に現れないかもしれませんが、「色々な機関が作っている計画を、どれだけ効率よく皆で共有できるか」をどこかに盛り込めないかと考えて、質問させていただきました。17ページに載っている関係機関が作成したサポートファイルや計画を皆で上手く使う仕組みを作るということを盛り込めないかと考えています。

北部発達  
相談支援  
センター  
所長

北部アーチル蔦森でございます。

ただいま原委員がおっしゃったとおり、学齢期については、学校で作成している個別の教育指導計画と重複するもので、支援者が各分野を超えて支援方針や支援内容を共有していくことに重要な意味があると思っています。

計画には新たに作成する数を掲載しておりますが、保護者自身が独自に作成したり、学校と保護者で作成していたり、サポートファイルの形態で連携ツールを作っている数が多くなっており、正確な数の把握は難しいところです。原委員がおっしゃった考えについてはまさしくその通りだと思いますので、検討させていただきたいと思っています。

障害企画  
課長

一点補足いたします。柴田委員の基幹相談支援センターの件ですけれども、基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業や成年後見事業を総合的に行っています。本市ではウェルポート仙台がその機能を担っているところです。

会長

よろしいでしょうか。時間も経過しておりますので、簡潔にお願いします。菅野委員、お願いします。

菅野委員

仙台市サンホームの菅野と申します。

20ページでございます発達障害のある方等に対する支援について、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数について、来年度は150人という数字が出ています。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

サンホームでも昨年から研修会に職員を出していますが、150人という数値の根拠を教えてくださいと思います。虐待の防止にも効果があると言われてるので、もう少し積極的に行っていくべきだと思いますが、対象者の案内等もあって150人かと思いますが、根拠を教えてくださいと思います。

北部発達  
相談支援  
センター  
所長

北部アーチル蔦森でございます。

先ほど菅野委員がおっしゃったとおり、昨年度と今年度、ペアレントプログラムを進めることができる支援者養成の研修会を行っているところです。11カ所の児童発達支援センターから複数の職員も参加し、受講いただいているところです。

ペアレントプログラム自体はパッケージ化されたもので、指定された通りに行っていくものですが、ペアレントトレーニングは、子供の良いところを見つけて褒めることが中心的になってきますが、ペアレントトレーニングを取り入れた児童発達支援センターでの保護者支援については、11カ所で、1カ所あたり十数名の保護者に対して行い、150名という手堅い形で書かせていただきました。そこから令和4年度、令和5年度と広がる形で数字を出したところでございます。

菅野委員

手堅くしていただいたのはありがたいとは思いますが、もう少し積極的にやらないと、実際に当センターに通っている子供たちの虐待ケースがありますので、この辺りは積極的に私たちも動いていきたいと思っております。

会長

大事なご指摘です。検討が必要かと思えます。まだまだ案件がありますので、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

では続いて、「(3) 仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）（中間案）に係るパブリックコメントについて」ということで、事務局より説明願います。

障害企画  
課長

障害企画課菅原です。

今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、必要な修正を行いまして会長・副会長にご確認いただき、その案でパブリックコメントを行いたいと考えております。

パブリックコメントの詳細は、資料3をご覧ください。

募集期間は、今月の17日から1月22日まででございます。

募集の方法としましては、市政だよりやホームページ、本市施設における配布・閲覧、各種団体、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、病院への送付を行います。また、委員の皆様にも改めて送付させていただきます。

情報保障についても適確に図り、意見を聴取してまいりたいと考えております。以上でございます。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

会長 ありがとうございます。パブリックコメントを行う必要があるということです。段取り、スケジュールについて皆さんよろしいでしょうか。この議案については、事前質問はございませんでした。

では、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

続きまして、報告事項の(1)「障害者福祉センター事業の見直し方針について」ということで、事務局より説明願います。

障害者 障害者支援課の高橋です。

支援課長 資料4に基づいてご説明いたします。

本市の障害者福祉センターにつきましては、1カ所目の設置から20年以上経過しておりまして、この間、障害福祉サービス事業所の増加や、障害者の対象範囲の拡大等、状況変化がございましたので、これを踏まえて、既存事業のあり方を見直すとともに、今後担うべき機能を検討することとしております。

昨年度、「事業のあり方検討ワーキング会議」を開催しまして、見直しの方向性案をまとめております。今年度は今後の青葉センターの整備を見据えまして、次期指定管理期間が始まる令和4年度以降にセンターが担うべき機能について検討し、今年度末を目途にまとめたいと考えております。

「1 センターの概要」ですが、平成4年度以降、市内4区に設置してきております。機能としては、地域生活の中でのリハビリテーションや日中活動を確保するほか、地域交流の促進や貸館の機能を担っております。表に実施事業を記載しております。上の3つは当初から主な事業として実施しており、今回の見直しの対象と考えている事業でございます。

(2)センターの事業実績でございますが、三つの事業の実績を掲載しております。①として機能訓練、これは身体障害者対象の事業です。定員15名に対しまして、平均4名余りの実績でございます。②として生活訓練、こちらは知的障害者対象の事業で平均0.3人ということで非常に少なくなっております。③生活介護、これも知的障害者対象ですけれども、3人余りの平均利用者数ということで少なくなっております。

「2 障害福祉サービスの状況と課題」です。

(1)指定事業所数でございます。指定事業所の数は、特に自立支援法施行以後に増えておりまして、センターと同種の事業である自立訓練や生活介護を行っている事業所も大きく増加しております。

(2)課題でございます。事務所数全体は増加している一方で、重症心身障害児者や医療的ケア児者、行動障害のある方など、重度の障害のある方を受け入れる生活介護事業所や放課後等デイサービス、短期入所事業所につきましては、委員の皆様の中にも取り組んでいただいているところがございますが、全体としてはまだ十分とは言えないものと認識しております。また、医療的ケア児者につきましては、医療の進歩等を背景として将来的に増加していくと考えられるところでございます。近年の障害者の対象範囲拡大や多様化に伴いまして、高次脳機能障害や発達障害、難病のある方



で、個別的な地域生活リハビリテーションを必要とする方が増加しているところで、そういった方々を対象とした事業についても、委員の皆様の事業所でも取り組んでいただいているところですが、中には地域の一般事業所では対応が難しい方も少なくない状況がございます。ここで、「地域生活リハビリテーション」と申し上げておりますのは、「医学的リハビリテーション」と「社会参加リハビリテーション」の間に位置づくものとして記載してございます。こちらにつきましては、当面の対応として高次脳機能障害のある方に対する地域生活リハビリテーションのモデル事業を昨年10月から、太白センターで実施しているところでございます。

3ページでございます。「3 全国及び他都市の状況」を記載しております。機能訓練、生活訓練は障害福祉サービス全体の総費用額に占める割合がそれぞれ0.1%、0.7%と小さいところです。一方、生活介護につきましては、これが27.9%を占めております。また、機能訓練・生活訓練の利用者数・事業者数は横ばいまたは減少傾向となっておりますが、生活介護は年々増加しております。

次にセンターについてですが、政令指定都市、中核市、特別区に照会して回答のあった67市のうち37市で、障害者福祉センターを設置しています。このうち10市で、センターでも機能訓練を実施しております、その多くでは利用実績が少ないことを課題と認識しています。

また、5市がセンターで生活訓練を実施しておりますが、こちらも減少傾向にございます。一方で、13市が生活介護を実施しております、重度の方や医療的ケアが必要な方を優先的に受け入れている状況です。

他都市の先駆的な事業としては、新宿区ではセンターに相談支援拠点事業所と地域生活支援拠点を配置し、夜間の相談対応や短期入所を実施しております。また福岡市のセンターでは発達障害、高次脳機能障害、視覚障害のある方のニーズに対応した機能訓練を実施しております。川崎市と神戸市では、区圏域の拠点施設として類似のセンターを整備しております、一般の事業所では受入れ困難な重度障害者への支援や緊急受入れに特化した短期入所を実施しております。

「4 見直しの方向性案と事業構成案」でございますが、センターは区圏域の拠点施設として、先導的な取り組みや、既存の制度やサービスでは対応しきれないニーズに応じる補完的役割を担うべきではないかと考えているところでございます。例えば、地域の一般事業所では受入れの難しい医療的ケア者や長期在宅者、より個別的な支援を必要とする高次脳機能障害者や発達障害者等への通所支援等に重点を置くことを考えているところです。

今後整備を予定する青葉センターについては、既存センターの利用実績やニーズの動向等を考慮しまして、医療的ケア児者の通所支援を中心に地域生活支援拠点、これは緊急受入れ機能を含みますが、こちらや基幹相談支援センター機能などを配置してはどうかと考えております。つまり、青葉センターにつきましては、これまでのセンターと比べてより重度の方に特化する、それから新たに緊急受入れ機能を配置するといった案で考えております。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

本協議会でもご意見をいただきまして、今年度末を目途にまとめてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

会 長            ありがとうございました。ただいまの報告について、皆さんからご質問ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

従来 of 事業ではなかなか対応できなかったものについて、障害者福祉センター、特に青葉区で整備される青葉センターで取り組む課題として考えているということだと思います。

青葉センターはいつ出来るのでしょうか。また、青葉センターで行う事業についても既にモデル事業として取組は行われているということでしょうか。

障 害 者            障害者支援課の高橋です。

支援課長            青葉センターにつきましては、旭ヶ丘市民センターの増築棟との合築施設として、旭ヶ丘駅前に建設をしていくということで進めているものです。

今年度中に基本計画を策定することを目途としておりまして、来年度、再来年度に設計をしまして、その後に工事に入っていくというスケジュールで考えております。

そのため、最短で令和7年度にできるかどうかといった状況でございます。ただし、旭ヶ丘地域との協議を進行中でありまして、今申し上げたスケジュールにつきましては、流動的であることを申し添えます。

また、当面の対応として、既存センターでモデル事業として行っているものについては令和4年度以降に既存センターで本格実施することを想定しております。その一部については、青葉センターでも盛り込むことを考えております。以上です。

会 長            そのほか、委員の皆様から確認や質問はございますか。  
清野委員、お願いします。

清野委員            高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕の清野です。

これまで各区の障害者福祉センターでは、高次脳機能障害について、10年程前から若林区では当事者のピアスタッフを置いていただいたり、宮城野区では家族支援のための家族のピアカウンセラーを置いていただいたり、高次脳機能障害に対して先駆的に取り組んできていただいております。

今後も通所支援等に重点を置いていただくということで、高次脳機能障害者の支援をしており家族でもある私にとっては、ありがたいことだと思っております。

今後ともこれまで以上に支援をしていただくことをこの文書においても確認をさせていただきますので、ぜひお願いをしたいと思います。以上です。

会 長            続いて高橋委員、お願いします。

## 令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

- 高橋委員 仙台ワークキャンパスの高橋です。  
各区の障害者福祉センターの機能については、私ども生活介護の通所をやっていたりしますと、医療的なケアが必要な方からのご紹介や利用の希望がありますが、入所のある生活介護の中でも受入れが難しい実情があります。  
センターの機能を特化するアピールをしていただき、「大変なところは担える」という姿勢を明確に出していただけると、私たちもそれ以外の方々についてはお受けし、難しいところは受入れが可能な専門機関にお願いするといった棲み分けが進むと、利用される方も安心だと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 会 長 高橋委員ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。お2人の発言を受けて、事務局お願いします。
- 障 害 者 障害者支援課の高橋です。  
支援課長 ご意見ありがとうございました。今回、他都市の調査はもちろんです、ニーズを拾えるところからモデル事業として具体化して進めておりますので、これを困っている方が利用できるものに着実に高めていきたいと考えております。

### (5) その他

- 会 長 次に、次第5のその他ですが、皆様から何かございますか。
- 障害福祉 障害福祉部長の高橋です。  
部 長 障害者福祉センターについて、これまでの機能を見直してなかなか民間の事業者では受入れが難しい方について、センターで役割を果たしていきたいと示させていただきましたが、決して棲み分けを進めたいということではございません。難しい方を皆さんと一緒に対応できるように、支援者のスキルアップや支援技術を向上することがとても大事だと思っております。  
もちろん障害者福祉センターでも、難しい方を受けられるように頑張りますが、地域でも重心の方だけでなく、発達の方や難病を抱えている方など、これまで積み重ねてきた支援では対応が難しい方が、ケアの対象として障害福祉サービスをご利用いただく機会が増えてきていると思います。  
ですので、障害福祉に携わる皆さんでそういった方を支えていくために、障害者福祉センターでも取り組んでまいりたいということですので、支援スキルの向上や支援力のアップと一緒に取り組んでいくことをぜひお願いしたいと思います。
- 会 長 大事な確認ありがとうございました。  
これからは、今までもそうかもしれませんが、連携しながらそれぞれの取組みの向上を図っていくことの重要性を発言いただきました。  
他にはよろしいでしょうか。私の役目はここまででございますので、事務局お願い

します。

(6) 閉会

事務局

阿部会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

最後に、事務的な連絡を申し上げます。

本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただき、事務局が修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事内容や資料について、追加のご意見・ご質問等ございましたら、机前にお配りしておりますご意見票にて、期限が短く恐縮ですが、明日中12月2日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。

本日いただいたご意見と追加でいただいたご意見を踏まえまして、事務局が会長・副会長と相談させていただきまして、パブリックコメント用の資料として固めさせていただきますと考えております。

なお、次回の協議会につきましては、3月の開催を予定しております。日程が固まり次第、追って委員の皆様にご案内を送付させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第3回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

署名人

清野智賀子 